

厚生労働省発表  
平成21年1月16日



担 当	職業安定局外国人雇用対策課
	課長 尾形 強嗣
	課長補佐 長澤 達士
	電話 03-5253-1111(内線5773) 03-3503-0229(直通)

## 外国人雇用状況の届出状況（平成20年10月末現在）について

### I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度については、第166回通常国会における「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律（平成19年法律第79号）」の成立・公布を受け、平成19年10月1日から施行されている。

同制度は、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的に、すべての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。以下同じ。）の雇入れ又は離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けるものである。

今般、平成20年10月1日までの改正雇用対策法に基づく経過措置期間直後となる平成20年10月末時点のデータを集計したところ、雇用されている外国人労働者数は486,398人、雇用している事業所数は76,811事業所となっている。

本制度により把握された外国人雇用の状況を踏まえ、引き続き適切な外国人雇用対策の実施に努めてまいりたい。

## II 届出状況の概要

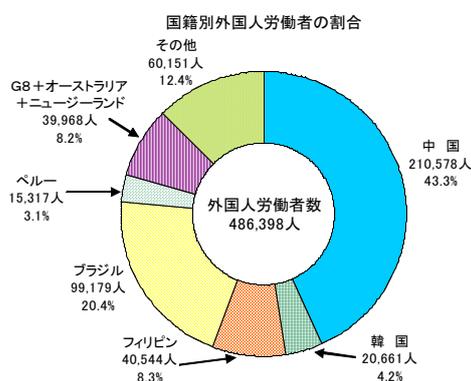
### 1 届出のあった事業所及び外国人労働者の概要

(1) 平成20年10月末現在、外国人労働者を雇用しているとして届出のあった事業所は76,811か所であり、外国人労働者数は486,398人であった。

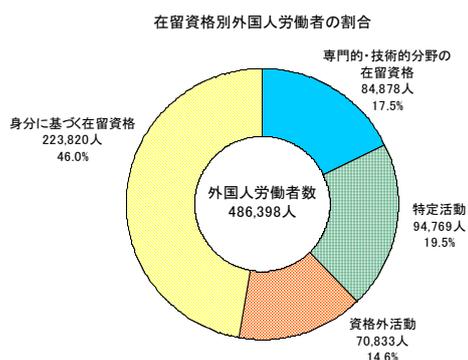
(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は13,395か所、当該事業所で就労する外国人労働者163,196人であり、それぞれ事業所全体の17.4%、外国人労働者全体の33.6%を占めている。

### 2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、中国が外国人労働者数全体の43.3%を占め、次いで、ブラジルが20.4%、フィリピンが8.3%となっている。(表1)



(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格」(注1)が外国人労働者全体の46.0%を占め、次いで、技能実習生等の「特定活動」が19.5%、「専門的・技術的分野の在留資格」(注2)が17.5%となっている。(表1)



(注1)「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

(注2)「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」が該当する。

(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国については、「特定活動」が34.8%、「資格外活動(留学・就学)」が26.0%、「身分に基づく在留資格」が17.9%となっている。

ブラジルについては、「身分に基づく在留資格」が99.5%を占め、具体的には「定住者」が47.4%、「永住者」が28.2%となっている。(表1)